

栄養表示基準一部改正案の概要

(1)合理的な方法に基づく表示値の設定

現行制度

栄養成分の含有量を一定値で示す場合、規定された誤差の許容範囲内にあること。

栄養成分表示 1袋(100g)当たり

エネルギー	100kcal
たんぱく質	2.0g
脂質	5.0g
炭水化物	12.5g
ナトリウム	85mg

規定された分析方法によって得られた値《分析結果》と比較して、表示値が誤差の許容範囲内であれば
“問題なし”

栄養成分表示 《分析結果》

エネルギー	110kcal
たんぱく質	2.0g
脂質	5.5g
炭水化物	13.1g
ナトリウム	82mg

誤差の許容範囲

88~132 kcal
1.6~2.4 g
4.4~6.6 g
10.5~15.7g
66~98 mg

新たな設定を追加

改正案(現在、作業中)

現行制度(下記①)は維持しつつ、合理的な推定により得られた値を、規定の方法に従い記載すれば、表示値として用いることができる(下記②)。

①表示値が誤差の許容範囲に収められる場合

栄養成分表示

1袋(100g)当たり	
エネルギー	100kcal
たんぱく質	2.0g
脂質	5.0g
炭水化物	12.5g
ナトリウム	85mg

～表示値の要件～
規定された分析方法で±20%以内であること
(表示値の算出方法は指定なし)

②表示値が誤差の許容範囲に収まることが困難な場合

栄養成分表示

1袋(100g)当たり	
エネルギー	140kcal
たんぱく質	2.0g
脂質	9.0g
炭水化物	12.8g
ナトリウム	85mg

～表示値の要件～
合理な方法により得られた値を表示
(結果として誤差の許容範囲が±20%を超える可能性について限定しない)
ただし、
表示値の設定根拠を保管すること

(この表示値は、目安です。)
(推定値)

※栄養機能食品、栄養強調表示は除く

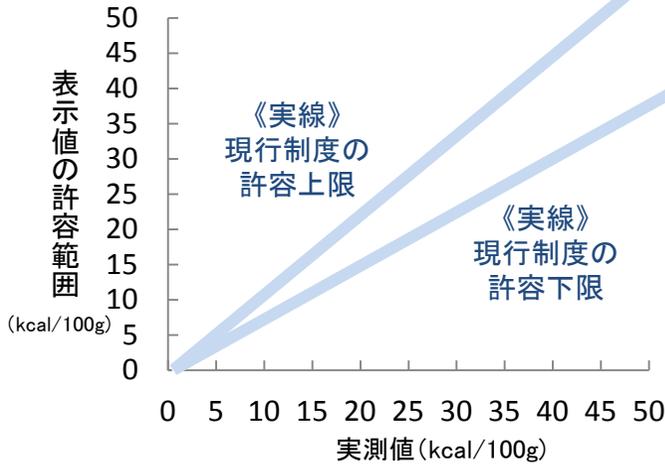
栄養表示基準一部改正案の概要

(2) 低含有量の場合の誤差の許容範囲の拡大

現行制度

栄養成分の含有量や濃度に関係なく、一定の比率で誤差の許容範囲が規定されているが、低含有量の場合、誤差の許容範囲の絶対値が極めて小さくなることから、規定された誤差の許容範囲に収めることが困難である。

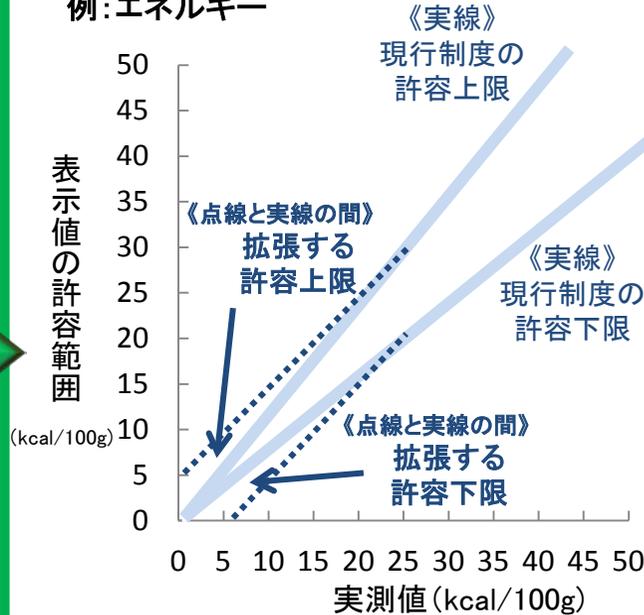
例: エネルギー



改正案 (現在、作業中)

低含有量の場合に限って、誤差の許容範囲を拡張する。

例: エネルギー



実測値と表示値の差が、下記の基準を満たしている場合は、誤差の許容範囲を拡張する。

- (基準例) 食品100g(100ml) 当たり
- ・熱量 5kcal
 - ・たんぱく質、脂質、炭水化物 0.5g
 - ・ナトリウム 5mg

- 以下、①～③を総合的に勘案したものであること
- ① 栄養的に意味のない量 (含まれていないと解釈しても差し支えない量) であること
 - ② 分析方法の定量下限であること
 - ③ コーデックス規格を勘案したものであること

栄養成分又は熱量

誤差の許容範囲

たんぱく質
脂質
飽和脂肪酸
コレステロール
炭水化物
糖質
糖類
ナトリウム
熱量

プラス・マイナス20%

栄養成分又は熱量

誤差の許容範囲

たんぱく質、脂質
炭水化物、糖質、糖類

プラス・マイナス20%
なお、100g当たりの栄養成分の量が2.5g未満の場合は±0.5g

飽和脂肪酸

プラス・マイナス20%
なお、100g当たりの栄養成分の量が0.5g未満の場合は±0.1g

コレステロール、ナトリウム

プラス・マイナス20%
なお、100g当たりの栄養成分の量が25mg未満の場合は±5mg

熱量

プラス・マイナス20%
なお、100g当たりの熱量が25kcal未満の場合は±5kcal